

部活動の遠征等における安全確保について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00054.htm

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

教育

>

学校安全

>

学校安全 < 通知等 >

> 部活動の遠征等における安全確保について（通知）

部活動の遠征等における安全確保について（通知）

今般の死傷事故を受け、部活動の遠征等における安全確保について留意いただきたい点等を通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することのないよう、対応の徹底をお願いします。

8ス地入第8号

令和8年5月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各都道府県教育委員会担当課長

各指定都市教育委員会担当課長

各都道府県私立学校担当課長

附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 殿

各文部科学大臣所轄学校法人担当課長

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた

各地方公共団体の学校設置会社担当課長

スポーツ庁地域スポーツ課長

鈴木 文孝

文化庁参事官（芸術文化担当）

小野 賢志

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

中園 和貴

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

黒沼 一郎

部活動の遠征等における安全確保について（通知）

部活動における安全確保については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、今般、部活動の遠征のための移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。学校の管理下での部活動の遠征のための移動中に、決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾です。部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が何より重要であり、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置が必要です。

部活動も含め、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としては、参考資料のとおり、これまでに、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）等を示してきたところです。

今般の事故については、現在、調査等が進められているところでありますが、今般の事故を受け、各学校において部活動の遠征等を実施するに当たり、改めて、安全確保のための留意点等について下

記のとおり通知しますので、部活動を含む学校教育活動の実施に当たっては、生徒の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

本件については、国公立学校を問わず対応いただくことが必要です。

各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、各国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体に対しては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、

本通知の内容については、国土交通省総合政策局及び物流・自動車局とあらかじめ協議済であることを申し添えます。

記

1. 部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと。

その際、自動車で移動する場合には、シートベルトの着用を徹底すること。

また、事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

部活動など、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられている。改めて、文部科学省が示している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）等に基づき、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うこと。

あわせて、「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図ること。

2. 事業者との適切な契約の締結等について

部活動も含めた校外活動について、

事業者へ貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行う

とともに、

乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認

すること。その際、国土交通省作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（令和7年9月25日改訂）等も適宜活用すること。特に、貸切バスの場合は、

事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化

すること。

自治体等の主体が安全管理責任を負う自家用有償旅客運送（いわゆる公共ライドシェア）を利用する場合は、同事業の登録を受けた実施主体に依頼すること。

また、

学校等が所有する自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、当該自動車が適切な保険に加入していることの確認

を含め、安全確保を図ること。レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、貸渡約款に違反するとレンタカー事業者がレンタカーについて締結している保険契約に基づく保険金等が支払われない可能性があるため、その自動車を

実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守

すること。

3. 遠征等の必要性や移手段の検討について

部活動において、

長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討

するとともに、実施する場合には、

無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画

し、生徒の安全確保について万全を期すこと。

また、遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加に当たっては、地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討

を行うこと。なお、遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡すること。

4．部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

部活動中の安全確保については、「学校における体育活動中の体罰・ハラスメント等の根絶及び事故防止について」（通知）（令和8年3月31日付け7ス政策第19号）等で示してきたところ、改めて、事故発生に備えた事前の取組として、活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、緊急連絡体制の決定（保護者の連絡先、医療機関等の連絡先等）、教職員に対する研修（事故予防、事故発生時の応急手当等）

など、学校において活動中の事故防止等のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

また、

部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119番や110番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施

し、再発防止策を講じること。

5．全体について

上記1～4を含め、部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）も踏まえ、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが重要であること。

また、部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、同ガイドライン等を踏まえ、事故防止を含む、生徒の安全・安心の確保を図ること。

別添資料

（別紙）部活動の遠征等における安全確保について（通知）(PDF:903KB)

【通知一式】部活動の遠征等における安全確保について（通知）(PDF:924KB)

お問合せ先

< 本件担当 >

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁地域スポーツ課（内線 3953）

○文化部活動に関すること

文化庁参事官（芸術文化担当）付（内線 2832）

○学校の危機管理マニュアルを含む学校の安全管理について

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内線2966）

○私立学校制度について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課（内線2531）

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

学校保健安全法（抄）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 （略）

学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月）（抜粋）

第1章 危機管理マニュアルについて

1-1 各学校における危機管理マニュアルの作成について

作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。

〔想定される危険等〕

- 日常的な学校管理下における事故等（体育や運動部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等）
- 犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害）
- 交通事故（通学・通園中、校外活動中の交通事故）
- 災害（地震・津波や風水害などによる被害）
- その他の危機事象（学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）

（参考：手引全体版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

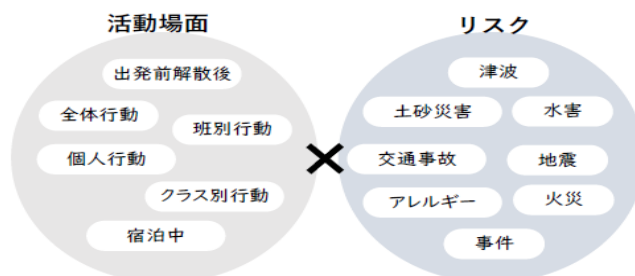
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）（抜粋）

〔解説編〕 2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-2 校外活動に際しての対策

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査すること、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや、児童生徒等に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。特に修学旅行や移動教室など



では、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮することが大切です。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため校外活動時に携行すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、危機管理マニュアルに定めておきます。

記載の視点	
<ul style="list-style-type: none"> 校外活動全般における事前検討・対策 <ul style="list-style-type: none"> 校外学習先の地域のリスク調査 事前の下見において確認すべき事項 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整 各種連絡体制・連携方法 <ul style="list-style-type: none"> 引率教職員間、引率教職員・学校間 個別活動中の児童生徒等と教職員との間 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策 校外活動における携行品 校外学習開始時の確認事項

〔サンプル編〕 2 事前の危機管理

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	<ul style="list-style-type: none"> 校外活動先における地域固有のリスク（津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性）を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 一人で避難できない児童への対応について検討する。
--------	--

（参考：ガイドライン全体版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
(令和7年12月)(抜粋)

IV 学校部活動の在り方

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。

(参考：ガイドライン全文)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf

今般の死傷事故を受け、部活動の遠征等における安全確保について留意いただきたい点等を通知しますので、今回のような痛ましい事故が二度と発生することのないよう、対応の徹底をお願いします。

8ス地ス第8号
令和8年5月19日

各都道府県教育委員会担当課長
各指定都市教育委員会担当課長
各都道府県私立学校担当課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長

スポーツ庁地域スポーツ課長
鈴木文孝
文化庁参事官（芸術文化担当）
小野賢志
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
中園和貴
文部科学省高等教育局私学部私学行政課長
黒沼一郎

部活動の遠征等における安全確保について（通知）

部活動における安全確保については、これまでも適切な対応を依頼してきたところですが、今般、部活動の遠征のための移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生しました。学校の管理下での部活動の遠征のための移動中に、決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾です。

部活動の実施に当たっては、生徒の安全確保が何より重要であり、遠征先等への移動も含めて、事故防止等に万全の措置が必要です。

部活動も含め、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第29条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としては、参考資料のとおり、これまでに、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）や「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和3年6月）、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）等を示してきたところです。

今般の事故については、現在、調査等が進められているところではありますが、今般の事故を受け、各学校において部活動の遠征等を実施するに当たり、改めて、安全確保のための留意点等について下記のとおり通知しますので、部活動を含む学校教育活動の実施に当たっては、生徒の安全が確保されるよう、対応の徹底をお願いします。

本件については、国公立学校を問わず対応いただくことが必要です。

各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、各国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して周知いただきますとともに、適切な対応がなされるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知の内容については、国土交通省総合政策局及び物流・自動車局とあらかじめ協議済であることを申し添えます。

記

1. 部活動の移動も含めた校外活動時の安全確保について

部活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、校外で活動を行う際には、生徒の安全確保に万全を期すこと。

その際、自動車で移動する場合には、シートベルトの着用を徹底すること。

また、事故防止に関する対応方針や事故発生時等の緊急時における連絡体制、対応方法等については、事前に保護者等を含む関係者間で共有すること。

部活動など、学校における校外活動時を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において、各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられている。改めて、文部科学省が示している「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）及び「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和 3 年 6 月）等に基づき、各学校の「危機管理マニュアル」の記載内容を点検し、必要に応じて改定等を行うこと。

あわせて、「危機管理マニュアル」に即した必要な対応が確実に行われるよう、教職員間で改めて十分な共通認識を図ること。

2. 事業者との適切な契約の締結等について

部活動も含めた校外活動について、事業者へ貸切バス又はタクシーによる運送を依頼する場合は、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、国から貸切バス事業又はタクシー事業の許可を受けた者と適切に契約を行うとともに、乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること。その際、国土交通省作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」（令和 7 年 9 月 25 日改訂）等も適宜活用すること。特に、貸切バスの場合は、事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認することにより、契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。

自治体等の主体が安全管理責任を負う自家用有償旅客運送（いわゆる公共ライドシェア）を利用する場合は、同事業の登録を受けた実施主体に依頼すること。

また、学校等が所有する自動車やレンタカー事業者等から手配した自動車を利用する場合は、運転者が適切な運転免許を保持していることや、当該自動車が適切な保険に加入していることの確認を含め、安全確保を図ること。レンタカー事業者から手配した自動車を利用する場合は、貸渡約款に違反するとレンタカー事業者がレンタカーについて締結している保険契約に基づく保険金等が支払われない可能性があるため、その自動車を実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記するとともに、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること。

3. 遠征等の必要性や移動手段の検討について

部活動において、長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征等については、学校教育活動の一環である部活動として実施することが必要かどうか、その必要性について検討するとともに、実施する場合には、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画し、生徒の安全確保について万全を期すこと。

また、遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加に当たっては、地域の実情等も踏まえつつ、バスによる移動に加えて、利用可能な範囲での公共交通機関の利用も含めて移動手段の検討を行うこと。なお、遠征等を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡すること。

4. 部活動中の安全確保と事故発生時の対応について

部活動中の安全確保については、「学校における体育活動中の体罰・ハラスメント等の根絶及び事故防止について」（通知）（令和8年3月31日付け7ス政策第19号）等で示してきたところ、改めて、事故発生に備えた事前の取組として、活動内容の規模や内容に応じた必要な教職員等の配置、緊急連絡体制の決定（保護者の連絡先、医療機関等の連絡先等）、教職員に対する研修（事故予防、事故発生時の応急手当等）など、学校において活動中の事故防止等のための取組が確実かつ適切に実施されるよう、必要な措置を講じること。

また、部活動中に事故等が発生した際は、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応し、救命処置や応急手当、119番や110番通報、管理職や養護教諭等への連絡、保護者への連絡、医療機関の受診、学校設置者への報告等を迅速に実施し、再発防止策を講じること。

5. 全体について

上記1～4を含め、部活動の実施等に係る安心・安全の確保については、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月）も踏まえ、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会など学校の設置者や学校組織全体で対応に当たることが重要であること。

また、部活動の地域展開による地域クラブ活動についても、同ガイドライン等を踏まえ、事故防止を含む、生徒の安全・安心の確保を図ること。

＜本件担当＞

文部科学省：電話 03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁地域スポーツ課（内線 3953）

○文化部活動に関すること

文化庁参事官（芸術文化担当）付（内線 2832）

○学校の危機管理マニュアルを含む学校の安全管理について

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課（内線 2966）

○私立学校制度について

文部科学省高等教育局私学部私学行政課（内線 2531）

学校保健安全法（抄）

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 （略）

学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）（抜粋）

第 1 章 危機管理マニュアルについて

1-1 各学校における危機管理マニュアルの作成について

作成に当たってのポイント

- 各学校の実情に応じて想定される危険を明確にし、危険等発生時にどう対処し、いかに児童生徒等の生命や身体を守るかについて検討する。

〔想定される危険等〕

- 日常的な学校管理下における事故等（体育や運動部活動での事故、頭頸部外傷、熱中症、食物アレルギーなど死亡や障害を伴う重篤な事故等）
- 犯罪被害（不審者侵入や略取誘拐など、通学・通園中を含め、児童生徒等の安全を脅かす犯罪被害）
- 交通事故（通学・通園中、校外活動中の交通事故）
- 災害（地震・津波や風水害などによる被害）
- その他の危機事象（学校に対する犯罪予告、弾道ミサイルの発射等）

（参考：手引全体版）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

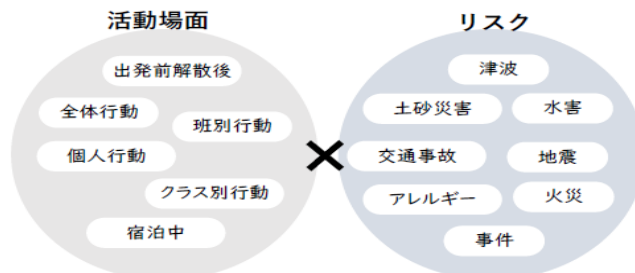
学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和3年6月）（抜粋）

〔解説編〕 2-2-6 教育活動の様々な局面における未然防止対策

2-2-6-2 校外活動に際しての対策

校外活動では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められます。そのため、校外活動先での危機管理には、特に周到な準備が必要です。

事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査すること、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや、児童生徒等に対して地域リスクや被災想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、危機管理マニュアルに記載して、確実に実施できるようにしましょう。特に修学旅行や移動教室など



では、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動の活動場面と様々なリスクの組み合わせを考慮することが大切です。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難方法等に関する事前検討や対策、危機管理のため校外活動時に携行すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、危機管理マニュアルに定めておきます。

記載の視点	
<ul style="list-style-type: none"> 校外活動全般における事前検討・対策 <ul style="list-style-type: none"> 校外学習先の地域のリスク調査 事前の下見において確認すべき事項 災害等発生時の避難場所等、近隣医療機関等の確認 訪問先・宿泊先等関係者との事前調整 各種連絡体制・連携方法 <ul style="list-style-type: none"> 引率教職員間、引率教職員・学校間 個別活動中の児童生徒等と教職員との間 	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊、食を伴う活動時における食物アレルギー関係の事前検討・対策 校外活動における携行品 校外学習開始時の確認事項

〔サンプル編〕 2 事前の危機管理

◆ 校外活動における危機未然防止対策

(1) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	<ul style="list-style-type: none"> 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 一人で避難できない児童への対応について検討する。
--------	---

(参考：ガイドライン全体版)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン
(令和7年12月)(抜粋)

IV 学校部活動の在り方

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

- 事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図ること。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応すること。

(参考：ガイドライン全文)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf